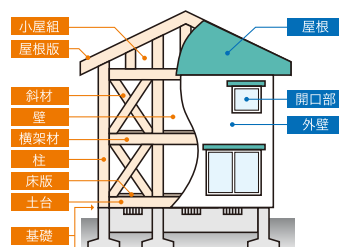


住宅瑕疵担保責任保険とは、新築住宅に瑕疵があった場合に補償等を行った事業者(工務店)に保険金が支払われる着工工務店が加入する保険制度です。また、「瑕疵(かし)」とは、欠陥を意味する法律用語です。

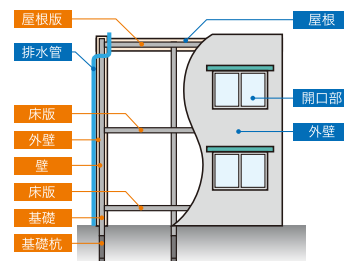
### 対象となる瑕疵担保責任保険の範囲

住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

■ 構造耐力上主要な部分 ■ 雨水の浸入を防止する部分



木造(在来軸組工法)の戸建住宅の例  
2階建ての場合の骨組(小屋組, 軸組, 床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅の例  
2階建ての場合の骨組(壁, 床組)等の構成

### 保険の仕組み

#### ① 補修等請求

保険期間中に事故が発生した場合、特定住宅瑕疵担保責任の範囲内において、住宅取得者様は住宅事業者様に補修等を請求できます。

#### ② 保険金請求

住宅事業者は、特定住宅瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する場合には、住宅保証機構に保険金を請求します。

#### ③ 補修等

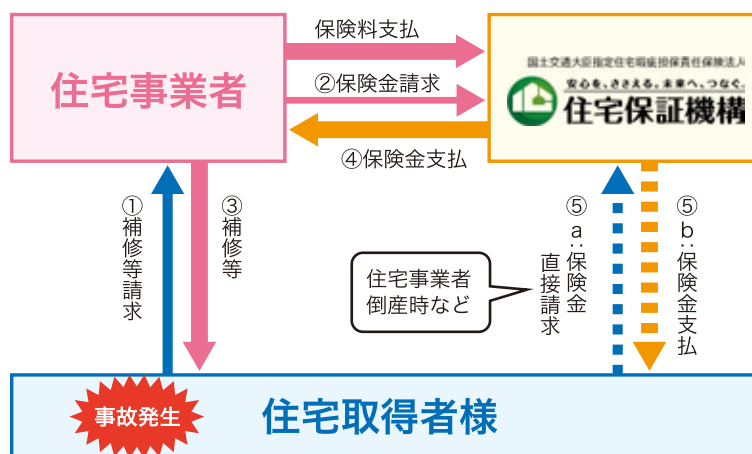
住宅事業者が補修等を行います。

#### ④ 保険金支払

住宅事業者が補修等を行った後、住宅保証機構は住宅事業者様に保険金をお支払いします。

#### ⑤ a 保険金直接請求 / b 保険金支払

住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いする事由に該当するときは、住宅取得者様は、住宅保証機構に直接保険金を請求できます。



### お支払いする保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。

- ① 事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ② 事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用
- ③ 住宅取得者様が事故の補修のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい・転居費用

### 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- ① 地震、噴火もしくはこれらによる津波、台風もしくは暴風雨等の自然変象、または火災、落雷、暴動等の偶然もしくは外来の事由
- ② 対象住宅の虫食い、もしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ③ 対象住宅の増築、改築もしくは補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ④ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑤ 当社が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用したまたは採用させた設計、施工方法もしくは資材等の瑕疵

※上記は、免責事由の一部でありすべてではありません。詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。原因が免責事由によらないことが明白であれば、保険金お支払いの対象となります。

### 保険期間

保険期間は原則として、住宅の引渡日から10年間です。

## 保険金額等の保険契約の引受条件

### 【1】保険金額・限度額

#### ① 戸建住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額 (1住宅あたり限度額)	2,000万円(※)

※3,000万円、4,000万円または5,000万円のうちのいずれかの金額をご選択いただくこともできます。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額 (1住宅・1事故あたり)	補修金額の10% または 10万円 のいずれか大きい額。 ただし、調査費用の実額または 50万円 のうち小さい額を限度とします。
仮住まい・転居費用限度額 (1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

(注)上記限度額のほかに、1事業年度内の事故や同一年度に引き受けた保険契約に係る限度額があります。

#### ② 共同住宅等

項目	保険金額・限度額
保険金額 (1住宅[住戸]あたり限度額)	2,000万円:1共同住宅等全体で2,000万円×保険対象戸数が限度となります。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額 (1共同住宅等・1事故あたり)	補修金額の10% または 10万円 のいずれか大きい額。 ただし、調査費用の実額または 200万円 のうち小さい額を限度とします。
仮住まい・転居費用限度額 (1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

(注)上記限度額のほかに、1事業年度内の事故や同一年度に引き受けた保険契約に係る限度額があります。

### 【2】免責金額および縮小てん補割合

免責金額(自己負担額)および縮小てん補割合は、次のとおりです。

免責金額 (住宅取得者様の自己負担額)	1事故につき、10万円
縮小てん補割合	被保険者(住宅取得者様)が倒産等の場合100% 上記以外の場合 80%

お支払保険金の計算式

(保険の対象となる補修等の損害の額－免責金額)＋調査費用＋仮住まい・転居費用
--

保険契約では支払われない免責金額や縮小てん補割合部分は、住宅事業者様の自己負担となります。上記で、縮小てん補割合100%となる、事業者様が倒産等の場合は、保険契約では支払われない免責金額(10万円)は、住宅取得者様のご負担となります。

## 紛争処理に関する事項

住宅取得者様は、次の場合に指定住宅紛争処理機関の紛争処理を利用できます。

※手数料 10,000円(非課税)が必要です。

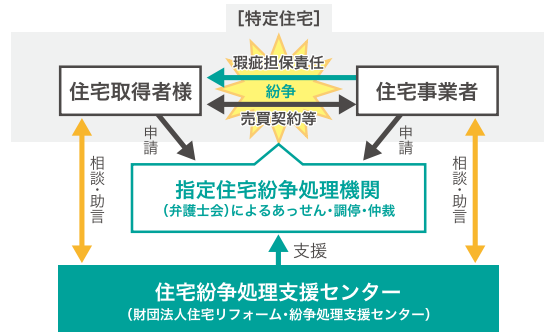
- 住宅取得者様と住宅事業者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合▷紛争のあっせん、調停および仲裁の申立て
- 住宅取得者様から当社への直接の保険金のご請求に関して紛争が生じた場合▷当社を被申請人とする紛争処理の申請

住宅保証機構は、上記の紛争処理において、

- 指定紛争処理機関が当社の参加が必要と認めた場合は、利害関係人として参加します。
- 当社が利害関係人として調停等に参加した場合は、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れます。
- 特段の事情がない限り、住宅取得者様からの直接の保険金請求に関して提示された和解案または調停案を受け入れます。

### 紛争処理の仕組み

共同住宅等において、人の居住の用に供する戸室は、紛争処理の対象になりません。



## この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情等は『島根県建築住宅センター』にご連絡ください。

一般社団法人  
島根県建築住宅センター  
受付時間:月～金 9:30～17:30

電話相談窓口 TEL:0852-26-4577

FAXでの問い合わせ FAX:0852-25-9581

メールでの問い合わせ E-mail info@simajyu.jp

メールでのお問い合わせは、お名前・メールアドレス以外のご連絡先(電話番号等)必ずご記入ください。  
※ご返事にお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

公益財団法人  
住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
受付時間:月～金 10:00～17:00

電話相談窓口(ナビダイヤル) TEL:0570-016-100

PHSや一部のIP電話からは TEL:03-3556-5147

この保険の契約者・住宅取得者様専用 TEL:0120-276-500

対象住宅について、住宅取得者様と住宅事業者との間でお困りのことが起こったら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。尚、この保険契約の具体的な内容等に関するお問合せは、相談の対象から外れます。